## 第2次八街市協働のまちづくり推進計画 (素案) に対するご意見と市の考え方

## 【対応項目】

A: 意見を受けて加筆・修正したもの

B: 案に意見の考え方が概ね含まれていたもの C: 案に意見の考え方が一部含まれていたもの D: 案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの

E:その他の意見

通番	分類	ご意見の要旨	対応	市の考え方
1	第2部 現状と課題 第1章 八街市の現状について 1.第1次推進計画 の振り返り	私自身は、「地域力向上スクール」に参加し、市民活動支援アドバイザー(コーディネーター・つなぎ役)となるべく研修を受けたつもりです。 「市民活動サポートセンター」が設立されれば、ボランティアとして参加していく意向も持っています。 コロナ禍で顔が見える形でのミーティングが持てなかったことはる市民をつなぎ合わせる場を早く作っていきましょう。	В	いただいたご意見の考え方は概 ね計画(素案)に含まれているた め、計画の修正は行いませんが、 「(仮称) 市民活動サポートセンタ 一の段階的な設置」につきまして は、本計画において、最重点事業 として位置付けており、まちづく りをコーディネートする専門職 (コーディネーター)を令和5年 度中に市民協働推進課内に配置で きるよう準備を進めて参ります。
2	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の 展開 4.協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-1】	市民活動サポートセンターの段階 的な設置とありますが、「市民協働 推進課内にまちづくりをコーディ ネートする専門職(コーディネー ター)を配置」とあるのを、「市民 協働推進課内に準備室を置き、コ ーディネートする専門職(コーディネーター)を配置」と明記した 方が良い。	В	同上
3	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の 展開 4.協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-1】	市民活動サポートセンター(まちづくりセンター)の設置及び市民活動支援アドバイザー(コーデ・設置、ホーター・つなぎ役)」の育成等を早期にお願いしたいことです。これらの事項は八街市の協働のて、りを推進するにあたってりを推進するにあたっなりますので、是非ともいです。	В	いただいたご意見の考え方は概 お計画(素案)に含まれているため、計画の修正は行いません。 なお、「(仮称) 市民活動サポートセンター」の設置にや心とのが設置にや心とを がありな場所の選定ながのを は、の複合的な利用方となどを設めて は、の複合的な利用があり、施設ので に関する必要がある見込づくトを は、できるいでものできる体制を整え、 り組むことのできる体制を整え、

				段階的に施設の整備を進めて参り
4	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の 展開 4.協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-2】	ありきたりのパンフレットを作って配るのは、ただそれだけでは効果を期待できないのではないか。作るのであれば「その先に何があるのか」をもっと市民目線に立って参加しやすい、参加できる、参加したくなるような具体的内容を簡潔にわかりやすい言葉で示してはどうか。	В	ます。 いただいたご意見の考え方は概ね計画(素案)に含まれているため、計画の修正は行いません。 既存のパンフレットの見直しや新たに分野別のパンフレットを作成する際に、より市民目線に立った内容になるよう検討して参ります。
5	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の 展開 4.協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-5】	広報やちまた、ホームページ、S NS等で推進課のコーナーを作り、どんどん発信してはどうか。 市役所内にまちづくり情報発信の 掲示コーナーを設けてはどうか。	В	協働のまちづくりを推進する ためには、地域における様々な活動を取材し情報を掘り起こすと ともに、それらの情報を積極的に 発信していくことが肝要である と認識しております。 いただいたご意見を踏まえ、情報を発信する手法や媒体につい て検討して参ります。
6	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の 展開 4.協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-5】	市の事業には、市社会福祉協議会登録のさまざまなボランティアグループが数多く関わっているのをご存知か。市社協任せにせず、各グループに必要な支援をしていくのも市民協働の1つではないか。高齢化等により活動人員が減ってきており、活動衰退の一途をたどるグループも少なくない。 元気なまちづくりのために、即情報収集し、即発信してほしい。	В	第1次推進計画においても、八 街市社会福祉協議会等から提供 いただいた情報をもとに地域の 行事等を視察し、市民活動の把握 に努めて参りましたが、各課等が 把握する情報を庁内で十分に共 有できておらず、また、それらの 情報を庁外へ発信できていない ことから、第2次推進計画におい ては、様々な活動を取材し、掘り 起こした情報を発信する手法に ついて検討して参ります。
7	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の 展開 4.協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-6】	出前講座は良い取り組みだと思う。ただ、「10人以上の集まり」という縛りが利用のハードルを高くしていると思う。コロナ禍でもあるので、人数制限を減らしたり、要相談とするのも一案。	A	ご指摘いただいたとおり、参加 人数の要件が講座が利用されない一因となっている可能性があることから、事業内容の一部を次のとおり修正いたします。 周知方法やオンライン配信等の時代に即した実施方法、参加人数の要件等について検討する。
8	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の 展開 4.協働推進事業 【協働推進2】 地域資源の活用	推進計画の中の「地域資源の活用」に関して、少し申し述べたい。 近隣市町村の人々が八街市に抱いているイメージは、まずは落花生、そして砂ぼこりとゴミ捨て場である。このほか、大きな河川がない。このため水資源がない。荒れ放題の放置山林が多い。道路が未整備。耕作放棄の農地が増加傾	E	地域資源を活用するためには、 地域資源を掘り起こし、掘り起こ した情報を共有することが肝要で あるため、まずは、まちづくりに 関する取組をコーディネートする 専門職 (コーディネーター)を配 置し、人、モノ、お金、情報とい った地域資源を把握し、必要とす る人につなげていき、地域資源を

向にある。などである。

一方、誇れる資源はどうか。思いつくままに羅列すると次の通り。

- ①起伏の多い自然条件
- ②北海道を思わせる広大な農地
- ③自然災害が少ない
- ④高速道路へのアクセスがよい
- ⑤落花生、大根、里芋、サツマイモ、人参、ショウガなど、物価変動に大きく左右されない作物
- ⑥歴史遺産である御成街道
- ⑦多くの巨大倉庫
- ⑧多くのスーパーマーケット
- 9温泉住宅地
- ⑩市の指定木のキンモクセイ
- ①文違、用草、大谷流、小谷流などの難読、個性的地名
- ②人的資源(定年退職者の有能 人材、スポーツ、芸術、芸能、 文化面などの有能・有名人の 活用)
- ③舞踊、民謡、詩吟、カラオケ、 ダンスなど芸事の好きな市民 が多い
- 40プロの演劇集団
- 15野生雉が住居の身近にいる マイナスイメージの放置山林の材 木は、公共施設、大型病院、ホテ ルなどの暖房用チップとしての利 用やその他バイオマス資源として 活用出来る可能性がある。また、 誇れる資源の①は既にドッグラ ン、日帰り温泉施設として開業、 ②は観光農業、体験型農業に可能 性。山間地を利用したキャンプ施 設。⑤の落花生については、これ を使った、ばかばかしいようなゲ ームイベントをつくる。また、落 花生を使ったお菓子など市認定の ブランド化、落花生と雉の肉を使 った丼など。雉の養殖業に可能性 はないものか。八街産ショウガに よるジンジャエールのように、キ ンモクセイの花を使った商品の開 発(中国には桂花陳酒というキン モクセイの花を使った果実酒があ るという)。また、市営の巨大倉庫 の建設など。⑪の難読地名は、こ

最大限に活かすための環境を整備 して参ります。

なお、地域資源の具体的な活用 方法につきましては、本計画には 記載しておりませんが、いただい たご意見は全庁で共有し、各分野 の事業において地域資源の活用を 図り、効果的に事業を実施して参 ります。

		れらを使った読み方クイズやゲー		
		ムなどが考えられないか。これを		
		落花生を柱とした大型イベントと		
		結び付ける、などである。		
		自身が住む地域の町内会では、		各区や町内会は、同じ地域に暮
	売る品   計画の具体的施策	するが任む地域の町内去では、  本来、神社の氏子会の規約におい		らす住民の皆さんが親睦を深め、
	第2章	本未、神社の氏子芸の規制におい    て定めるべき項目が町内会規約の		支え合って暮らすために組織され
	* * * *	.,		
	推進体系と施策の	中で定められている。このため、		た任意の団体であり、市が、区や
	展開	日常の町内会の会合で神社訪問が		町内会の会則・規約、運営、活動
	4. 協働推進事業	話し合われている。		等にまで立ち入って指導すること
	【協働推進3】	17年前、当方が町内会の会員		は、活動の自主性や自立性を阻害
	地域自治の推進	になった際、規約の不備を指摘し		することになるため、そのような
	[3-1]	規約の改正を提案したが全く相手	-	立場にないことをご理解いただけ
9		にされなかった。彼等によると、	Е	ればと存じます。
		規約は、町内会が発足した際に市		なお、加入促進策等の各区の取
		役所の指導のもとにつくられたも		組を共有していただくため、区長
		のであるので、なんら問題はない		会意見交換会や勉強会を実施して
		とのことであった。		おり、平成29年度の意見交換会
		ついては、八街市傘下の町内		において各区の規約をとりまとめ
		会・自治会の会則・規約がどうな		て配布し、区運営の参考としてい
		っているか、区長会等で諮ってい		ただいております。
		ただき、問題のある規約について		
		は改正の指導をお願いしたい。		
	第3部	「十分に成果が得られなかった事		近年、地域の課題は複雑多様化
	計画の具体的施策	業」として「地域まちづくり組織		する一方で、高齢化や区・自治会
	第2章	の設立及び運営支援」が載ってお		加入率の減少に起因する地域の担
	推進体系と施策の	りますが、これは他市等でも取り		い手不足が深刻な課題となってい
	展開	入れている組織面での取り組み		ます。
	4. 協働推進事業	で、例えば「学校区」のような複		本計画においては、活動単位の
1 0	【協働推進3】	数の区が集まって、「東地区まちづ	В	見直しを図ることで解決できる地
	地域自治の推進	くり協議会」といった型での組織		域課題について調査・研究し、地
	[3-5]	としているものであり、ある程度、		域課題の解決を図る仕組みとし
		広い地域の叡智を基に決めるとい		て、地域まちづくり協議会の設立
		うことで意義ある取り組みと思え		について引き続き検討を進めて参
		ますので、今後の検討の中で深掘		ります。
		りしてみてはいかがでしょうか。		
	第4部	「ゴミの削減を目指す街やちま		ご意見をいただきました項目は、
	協働事例	た」などとして、市全体でゴミ削		第1次の計画において把握した市
	第1章	減に取り組むことを提案します。		内の協働事例をまとめたものにな
	行政参加の事例			りますので計画の修正は行いませ
	4. 環境美化・保全			んが、ごみの減量や再利用、再資
	1. 水况天山 水土			源化等につきましては、市民、事
				業者、行政等が協働で推進してい
1 1			Е	未有、行政等が協働で推進してい   く必要があることから、協働推進
				本業   1-2   協働のまちづくり
				予未【1 - 2】 励働のよらつくり     PRパンフレットの作成において
				アドハンノレットの作成においく
				ます。

	その他 (計画の周知)	計画の実施に向けて行政に取り組んでいただきたいことは、主体と		本計画を周知する方法につきま しては、計画に記載しておりませ
		なる区長並びに市民に対して、「八 街市協働のまちづくり推進計画の 内容及び手法等を十分に周知、説 明していただきたい」ということ です。	E	んが、計画策定後、以下の方法に より周知を図ります。 ・市ホームページ ・LINE公式アカウント ・ツイッター
1 2				・協働のまちづくり P R パンフレット ット なお、上記の方法と併せて、区・ 自治会への回覧など、広く周知す る方法について検討して参りま す。

<sup>※</sup>ご意見の要旨はとりまとめの都合上、適宜、集約または要約をして記載しています。